

飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関する要綱(平成21年飯塚市告示第66号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関する要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(登録の要件)</p> <p><u>第2条</u> (略)</p> <p>(登録の申請)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(登録等)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(準備室の利用)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p>	<p><u>(利用許可申請の受付)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>利用許可申請書は、利用しようとする日の6月前の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、休館日及び市の休日</u> <u>は、受付を行わない。</u></p> <p><u>2</u> <u>利用許可申請書の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分(土曜日については、午後零時30分)までとする。</u></p> <p>(登録の要件)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(登録の申請)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(登録等)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(準備室の利用)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p><u>(軽運動室の利用)</u></p> <p><u>第7条</u> <u>軽運動室で着用できる履物は、屋内専用の靴等(床を傷める履物を除く。)に限る。</u></p> <p><u>2</u> <u>軽運動室内に設置する個人ロッカー及びシャワー室の利用は、</u></p>

軽運動室を利用する場合に限るものとする。

3 個人ロッカー及びシャワー室の利用に伴う身のまわり品その他の管理については、利用者の責任において行うものとする。

(幼児室の利用)

第8条 (略)

(印刷機の利用)

第9条 (略)

(様式)

第10条 (略)

(補則)

第11条 (略)

(幼児室の利用)

第6条 (略)

(印刷機の利用)

第7条 (略)

(様式)

第8条 (略)

(補則)

第9条 (略)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。